

**香川労働局発表**  
平成 29 年 10 月 30 日

担 当	香川労働局労働基準部
	監督課長 松木 浩章
	主任監察監督官 松尾 武司
	電話 087-811-8918 夜間 087-811-8926

**外国人技能実習生の実習実施機関に対する  
平成 28 年の監督指導、送検等の状況を公表します  
～ 132 事業場を監督指導、73.5%で法違反、4事業場を送検 ～**

香川労働局(局長 つじ ともゆき 辻知之)は、このたび、管内 5 労働基準監督署が、平成 28 年に外国人技能実習生の実習実施機関に対して行った監督指導、送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。

外国人技能実習は、外国人が企業などでの実習を通して技術を習得することにより、母国の経済発展を担う人材となるよう育成することを目的としています。しかし、実習実施機関では、労使協定を超えた残業、割増賃金の不払い、危険や健康障害防止措置の未実施などの労働基準関係法令に違反する事例が依然として存在しております。

こうした中、香川労働局は、実習実施機関に対し、監督指導などを実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

### 平成 28 年の監督指導、送検等の概要

- 1 労働基準法関係法令違反が認められた実習実施機関は、監督指導を実施した 132 事業場(実習実施機関)のうち 97 事業場(73.5%)であった。
- 2 主な違反内容は、(1)使用する機械に対して講ずべき安全基準(30.3%)、(2)労働時間(20.5%) (3)健康診断関係(18.9%)の順に多かった。
- 3 外国人技能実習生の休業 4 日以上の労働災害は 15 件であり、事故の型別では「はさまれ、巻き込まれ」が 5 件(33.3%)、「切れ、こすれ」が 5 件(33.3%)、国籍別では「中国(台湾を含む)」7 人(46.7%)、「インドネシア」4 人(26.7%)「フィリピン」4 人(26.7%)となっている。
- 4 重大・悪質な労働基準法関係法令違反により送検したのは 4 件。

香川労働局は、実習実施機関に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施機関に対しては監督指導を実施するとともに、平成 29 年 11 月 1 日から施行されます技能実習法「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(概要別添)により設立されております外国人技能実習機構と連携を図り、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検するなど厳正に対応していきます。

## 外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検等の状況 (平成 28 年)

### 1 監督指導状況

- (1) 香川県下の労働基準監督署において、実習実施機関に対して 132 件の監督指導を実施し、その 73.5%に当たる 97 件で労働基準関係法令が認められた。

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
監督実施事業場数	166	131	132
違反事業場数	123	87	97
違反率 (%)	74.1	66.4	73.5

- (2) 主な違反内容は、①安全措置が講じられない機械を使用させたなど安全基準 (30.3%)、②違法な時間外労働など労働時間 (20.5%)、③健康診断関係 (18.9%) の順に多かった。

主な違反内容	違反事業場数	違反率 (%)
安全基準 (労働安全衛生法第 20 条～25 条)	40	30.3
労働時間 (労働基準法第 32 条・第 40 条)	27	20.5
健康診断 (労働安全衛生法第 66 条)	25	18.9
衛生基準 (労働安全衛生法第 20 条～25 条)	15	11.4
労働条件の明示 (労働基準法第 15 条)	14	10.6
割増賃金の支払い (労働基準法第 37 条)	12	9.1
就業規則 (労働基準法第 89 条)	11	8.3
賃金の支払 (労働基準法第 24 条)	8	6.1

<注>違反事項が 2 つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数と違反事業場数は一致しない。

### 2 申告状況

- (1) 技能実習生からの労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は 5 件であった。

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
申告件数	3	0	5

(2) 主な申告内容は、①割増賃金の不払（5件）、労働条件の明示なし（1件）であった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数と申告件数は一致しない。

主な申告内容	件数
割増賃金の不払 (労働基準法第37条)	5
労働条件の明示なし (労働基準法第15条)	1

### 3 送検状況

(1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準法関係法令違反が認められた事案として労働基準監督機関が送検した件数は4件であった。

	平成26年	平成27年	平成28年
送検件数	0	1	4

(2) 送検事例

技能実習生に対して、法定の労働時間を延長して労働させながら、通常の労働時間の賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を所定支払日に支払わなかったもの。

### 4 労働災害発生状況

(1) 技能実習生に係る休業4日以上の労働災害は15件発生している。

	平成26年	平成27年	平成28年
休業4日以上の労働災害件数	15	22	15

(2) 事故の型別

事故の型	件数	割合 (%)
はさまれ、巻き込まれ	5	33.3
切れ、こすれ	5	33.3
動作の反動、無理な動作	2	13.3
飛来、落下	1	6.7
崩壊、倒壊	1	6.7
激突され	1	6.7

(3) 経験期間別

経験期間別	件数	割合 (%)
1月以上3月未満	2	13.3
3月以上半年未満	1	6.7
半年以上1年未満	2	13.3
1年以上3年未満	10	66.7

(4) 国籍別

国籍	件数	割合 (%)
中国 (台湾を含む)	7	46.7
インドネシア	4	26.7
フィリピン	4	26.7

4 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、実習実施機関について、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供している。

(2) 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報（※1）した件数は15件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は1件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案

労働基準監督機関が行う監督指導等の結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関が行う実態調査等により、技能実習生受入機関において労働基準関係法令違反の疑いが認められた事案

(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から情報提供を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。

	平成26年	平成27年	平成28年
労働基準監督機関から 出入国管理機関へ	12	8	15
出入国管理機関から 労働基準監督機関へ	1	0	1